

公の施設の点検票

点検実施

令和4年10月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市立視聴覚ライブラリー		
② 施設種別	文教施設 [小分類] その他（視聴覚ライブラリー）		
③ 担当課名	中央図書館		
④ 開設年月日	昭和58年4月27日		
⑤ 所在地	岡山市北区二日市町56番地（中央図書館内）		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	9,143㎡（※中央図書館）	
	構造／延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造2階建（視聴覚ライブラリーは2階）／79.37㎡	
	建設費(単位:千円)	2,227,900千円（※中央図書館全体）	
	施設内容	事務室、視聴覚資料室、映写室、調整録音室	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
② 設置条例	[条例名] 岡山市立視聴覚ライブラリー条例
③ 条例に規定された設置目的	学校教育及び社会教育の振興に資するため、視聴覚教具、教材を収集整備し、その効果的利用を図ることを目的とする。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	社会教育団体や学校園で展開する視聴覚教育に即した教具教材を整備し、対象の団体に無償で貸し出し、活用について助言することで生涯学習及び学校教育を支援する。 岡山市民及び教育関係者を対象に、ビデオ、パソコン等を用いて撮影編集加工する方法や効果的な提示方法等の講座を開催し、思考・判断・表現力を育むための生涯学習の機会の提供と、学校教育の充実を支援する。
⑤ 設置目的等の達成状況	教材貸出数：約500件 教材貸出数：約800人 映画会参加者数：約100人 (以上、令和3年度実績)

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	月曜日・第2日曜日・祝日・月曜が祝日の翌日・年末年始を除く日			
③ 開館時間	10時～18時、木曜11時～19時			
④ 利用状況	利用状況指標	教材貸出数	機材貸出数	映画会参加者数
	令和元年度	758件	1,478件	2,422人
	令和2年度	642件	1,112件	199人
	令和3年度	533件	764件	97人
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	(施設全体の管理は、中央図書館が行っている。)			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料					
	手数料					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料				
		補助金等				
	小計		0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	3,385	3,074	7,083	4,514
		光熱水費				
	小計		3,385	3,074	7,083	4,514
支出合計		3,385	3,074	7,083	4,514	
収支差額		-3,385	-3,074	-7,083	-4,514	

※上記以外の経費は、中央図書館が負担。

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入からの繰入金					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	新耐震のため不要
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘なし
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		下記②参照
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		<p>直営</p> <p>視聴覚教具教材の貸出や講座・講習会の開催を通して育んできた市民及び社会教育関係団体や教育関係機関との連携を、直営で行うことによって継続発展することができる。このことで市民や貸出団体のニーズに即した適切な講座・講習会の開催や機材教材を活用するための効果的な支援や助言が可能になり、岡山市における生涯学習社会の充実に資することができる。</p>
③ 指定管理者とする場合の選定方法		
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)